

生保裁判連ニュース

第一〇号 一九九九年五月
発行 生保裁判連事務局
竹下法律事務所(052-241-3344)

二大生保裁判勝利

全國生活保護裁判連絡会 第五回総会のご案内

〈日時〉

一九九九年
九月五日(日)

〈呼びかけ〉

昨年は生保裁判運動に
とって画期的な年となり
ました。九州での二つの
裁判(増永訴訟・中嶋訴
訟)の勝利は、「適正化

」の標的となつた九州で

札幌市内

の初の勝利かつ連続的勝
利であった点、また中嶋
訴訟では生保裁判にとつ
て高裁段階での初勝利で
あつた点など歴史的なも
のでした。また林訴訟と
中嶋訴訟という二大生保

裁判が最高裁に係属する

といふこれもまた歴史的
に初めての出来事となり
ました。新生活保護法施
行五〇周年を前に生活保
護行政にとつてはまさに
転機を迎えたといつても
日要綱にて発表。

〈内容〉

中嶋裁判控訴審勝利報
ホームレス裁判、北海道
をはじめ各地の審査請求
事例など)。詳しくは後

をお願いいたします。
かかると「親と一緒に来な
きなため、子どもが生活保
護を申請に行くと「親と一緒に来な
き」と言い、親が行くと「今ま
で面倒を見てきたからこれからも
ネットワークの拠点がで
きることになります。

二大生保裁判を前進させ、二世紀の生活保護
を展望して実りのある論
議ができればと、思って
います。皆さんのご参加
をお願いいたします。

いま北の大地、北海道では遅い
春を今か今かと待ちわびる人々
にやわらかい日差しが感じられる
今日この頃です。

しかし、自然の原理とは裏腹に
よいでしょう。国民の立
場からすれば、国・行政
の「適正化」という名の
保護締め付け・切り捨て
との闘いは天王山を迎
えていると言えるでしょう。

四年前に京都で結成さ
れた生保裁判連は、福岡
横浜、大阪と全国に關い
の輪を広げてきました。
今回初めての北海道開催
で日本の北から南までの
ネットワークの拠点がで
きることになります。

先日も岩見沢市で、精神障害者
の子どもの面倒を見てきた両親が、
この不況で扶養することが出来な
くなつたため、子どもが生活保
護を申請に行くと「親と一緒に来な
き」と言い、親が行くと「今ま
で面倒を見てきたからこれからも
光榮に思っています。

全国の進んだ経験を学ぶ機会に
しながら、全国からの参加する人
たちには、それでも北海道の秋を
味わつてもらいたいと今から楽し
みにしています。そして北海道の
いろいろな団体への参加を呼び掛け、憲法が保障する「生活保護」
を守るために、一同でお待ちして
います。

札幌市における人権侵害は、一
九八七年に起きた三九歳の母親が
三人の子どもを残して餓死すると
いう「餓死事件」をピークにそ
後もさほど変わらない人権侵害を
長引く戦後最大と言われる不況は
道民の生活を脅かし、冬期間働く
ことができない季節労働者をはじ
め、失業や倒産、離婚などの生活
苦による人たちが増え続け、「生
活保護を求める世帯」が後を絶ち
ません。

せんが、今度第五回の生活保護裁
判連絡会の総会を北海道・札幌で
開催することが決まり、たいへん
はじめたのです。

なかなかその先へは進められま
せんが、今度第五回の生活保護裁
判連絡会の総会を北海道・札幌で
開催することが決まり、たいへん
光榮に思っています。

全国の進んだ経験を学ぶ機会に
しながら、全国からの参加する人
たちには、それでも北海道の秋を
味わつてもらいたいと今から楽し
みにしています。そして北海道の
いろいろな団体への参加を呼び掛け、憲法が保障する「生活保護」
を守るために、一同でお待ちして
います。

「北の国」から

道生連 細川久美子

福岡・学資保険裁判の現状

弁護士 沈休 堀 寿 美

1、昨年の一〇月九日、高裁での画期的な勝訴判決の後、弁護団や支援する会の「上告するな。直ちに実務を改めよ。」との運動も無視して、福岡市東福祉事務所は高裁判決に対し上告をしました。そして、同二月に上告した理由を裁判所に提出しています。

2、その理由を読むと、生活保護には法律が入る隙間はなく、すべて行政の裁量で行うべきであると、わが国が法治国家であることを忘れたような主張をし、あれだけ膨大な権力をもとに広範な資力調査の同意書を取つて資産調査をしているにもかかわらず、「すべての収入を把握することは不可能」と主張したりと、自らの保護の実施について全く反省しようとする態度が見られません。

また、自らがケース記録の提出を拒んでおきながら、本件では事実関係が明らかでないと主

張し、高裁があれほど明確に事実認定を行つたにもかかわらず再度、本件世帯は「すべての収入を把握することが不可能」で何か不正受給でもした不良な世帯であるかの偏見に満ちた記載をしています。

3、また、何より、何故、この世帯が、一四年間もの長い間、絶えされることなく、少ない保護費でやりくりをして、子どもたちの高校進学のために貯蓄をしてきたのか、ということに見向きもしようとしていません（意図的にそうしているのでしょうか）。

行政の側は、保護世帯がここまで苦労しなくとも、高校進学変わることはあります。弁護団は怒りを新たにしています。

5、行政側の主張は、従来と特に変わることはあります。弁護団を取り返される右のような態度に、弁護団は怒りを新たにしています。

6、初めて出された高等裁判所に

を叶えるために、経済的に余裕がない中、親とともに儉約した生活を送ることを学びますし、夢の実現のためにがんばることも学ぶことができるのです。

4、ただ、それが、普通です。どこの家庭も同じです。何も、特別なことではありません。

それどころか、行政は、本件保護変更処分が違法と言われる、と、現場が混乱する、と主張します。

しかし、この判決をいい形であたかも「司法は行政のやることに口出しするな」と言わんばかりです。

5、行政側の主張は、従来と特に変わることはあります。弁護団を確定させるためには裁判所外での運動が不可欠です。弁護団を含めて、今後の運動をいかにすすめていくか検討中ですので、みなさんの力でこの判決を確定させ、行政を変えましょう。

今後とも、よろしくお願ひ致します。

中島訴訟最高裁勝訴支援

全国キャラバンへのご協力のお願い

生保裁判連事務局

中島訴訟上告審での完全勝訴を実現するための全国キャンペーンを全国の生活と権利を守る連絡会の協力を得て行う予定です。

全国キャンペーンは、既に3月26日に横浜にて公扶研関東ブロックが開催された折りに始動しました。既に開催が決定しているのは、6月3日の京都、9月5日の札幌（生保裁判連の総会・交流集会と兼ねる）です。

その他にも名古屋（林訴訟も最高裁に係属中なので、林訴訟の支援も兼ねる）、広島（無年金障害者運動の支援も兼ねる）、岡山、神戸、大阪（ホームヘルパー派遣訴訟の支援も兼ねる）、金沢（高訴訟や宮岸訴訟の支援を兼ねる）、東京そして福岡でも開催するべく準備中です。また、全国的な「支援組織」つくりなどについては、こうした「キャラバン」活動と並行して東京で調整を続けたいと思っています。

今後も皆様のご支援とご協力をお願い致します。

くらい実現できる福祉行政を目指すべきなのに、その努力を平気で踏みにじっています。

おける保護行政での処分違法が、きちんととした形で確定され、実務を変えることができるよう、裁判所を舞台としたところでは弁護団は従前以上の努力をする所存です。

しかし、この判決をいい形であたかも「司法は行政のやることに口出しするな」と言わんばかりです。

5、行政側の主張は、従来と特に変わることはあります。弁護団を確定させるためには裁判所外での運動が不可欠です。弁護団を含めて、今後の運動をいかにすすめていくか検討中ですので、みなさんの力でこの判決を確定させ、行政を変えましょう。

今後とも、よろしくお願ひ致します。

林訴訟・上告理由補充書を提出

名古屋弁護士会

弁護士 内河恵一

一、一九九七年八月八日名古屋高等裁判所における予想外の逆転敗訴に、弁護団・支援者ともどもくやしい思いをした。高裁判理はわずか三回であり、誰もが地方裁判所の結論を維持するものと考えていたのである。

しかし、右高裁は、一九九三年の不況の波に、働き先はなく、しかも冷夏が重なり、そこで野宿を余儀なくされた林さんに、単なる統計資料や新聞の求人広告とともに「探せば仕事はあつたはずだ」と全くの推論に終始し、その上、仕事につけなかつたのは、林さんが怠慢であったからで、「能力を十分に活用しなかった」と断定し、逆転敗訴の結論を導いてしまったのである。

二、弁護団は、直ちに上告し、一九九七年一〇月八日に上告理由書を最高裁判所に提出した。その経緯については、本誌第八号に藤井克彦氏が詳述しているのでそこに譲りたい。本稿では、上告理由書の内容を補充する意味で、一九九九年一月に最高裁判所に提出した「上告理由補充書」について報告する。

ちなみに、上告審になつて最も大きな変化は、弁護団の強化である。家永教科書裁判等で大きな働きをされ、また、最高裁判理はわずか三回であり、誰もが地方裁判所の結論を維持するものと考えていたのである。

しかし、右高裁は、一九九三年の不況の波に、働き先はなく、しかも冷夏が重なり、そこで野宿を余儀なくされた林さんに、単なる統計資料や新聞の求人広告とともに「探せば仕事はあつたはずだ」と全くの推論に終始し、その上、仕事につけなかつたのは、林さんが怠慢であったからで、「能力を十分に活用しなかった」と断定し、逆転敗訴の結論を導いてしまったのである。

三、さて、上告理由補充書といえども、上告理由をあくまでも補充する書面であり、そこに新しい主張を開拓することはできないとされている。しかし、現実に書面を作成することになると、上告理由書自体の不十分さをどのように補充していくかという課題が結構あるものである。そんなどに苦労しながら、一九九八年一年間再三にわたる準備を繰りかえし、ようやく本年一月二九日最高裁判所に九六頁に及ぶ上告理由補充書を提出する

書」について報告する。

ちなみに、上告審になつて最も大きな変化は、弁護団の強化である。家永教科書裁判等で大きな働きをされ、また、最高裁判理はわずか三回であり、誰もが地方裁判所の結論を維持するものと考えていたのである。

しかし、右高裁は、一九九三年の不況の波に、働き先はなく、しかも冷夏が重なり、そこで野宿を余儀なくされた林さんに、単なる統計資料や新聞の求人広告とともに「探せば仕事はあつたはずだ」と全くの推論に終始し、その上、仕事につけなかつたのは、林さんが怠慢であったからで、「能力を十分に活用しなかった」と断定し、逆転敗訴の結論を導いてしまったのである。

三、第三、生活保護法の解釈の問題

1、第一、原判決の基本的な特徴と問題点

ここでは主に、原判決の問題を総論的視点から指摘した。

すなはち、①原判決にみる違憲審査・人権的審査の責務の放棄である。

2、第二、憲法第二五条違反

3、第三、生活保護法の解釈の問題

4、第四、原判決の「経験則違背

5、第五、国家賠償請求について

6、第六、心理不尽

7、第七、其他

8、第八、結論

9、第九、附録

10、第十、参考文献

11、第十一、著者紹介

12、第十二、本文

13、第十三、本文

14、第十四、本文

15、第十五、本文

16、第十六、本文

17、第十七、本文

18、第十八、本文

19、第十九、本文

20、第二十、本文

21、第二十一、本文

22、第二十二、本文

23、第二十三、本文

24、第二十四、本文

25、第二十五、本文

26、第二十六、本文

27、第二十七、本文

28、第二十八、本文

29、第二十九、本文

30、第三十、本文

31、第三十一、本文

32、第三十二、本文

33、第三十三、本文

34、第三十四、本文

35、第三十五、本文

36、第三十六、本文

37、第三十七、本文

38、第三十八、本文

39、第三十九、本文

40、第四十、本文

41、第四十一、本文

42、第四十二、本文

43、第四十三、本文

44、第四十四、本文

45、第四十五、本文

46、第四十六、本文

47、第四十七、本文

48、第四十八、本文

49、第四十九、本文

50、第五十、本文

51、第五十一、本文

52、第五十二、本文

53、第五十三、本文

54、第五十四、本文

55、第五十五、本文

56、第五十六、本文

57、第五十七、本文

58、第五十八、本文

59、第五十九、本文

60、第六十、本文

61、第六十一、本文

62、第六十二、本文

63、第六十三、本文

64、第六十四、本文

65、第六十五、本文

66、第六十六、本文

67、第六十七、本文

68、第六十八、本文

69、第六十九、本文

70、第七十、本文

71、第七十一、本文

72、第七十二、本文

73、第七十三、本文

74、第七十四、本文

75、第七十五、本文

76、第七十六、本文

77、第七十七、本文

78、第七十八、本文

79、第七十九、本文

80、第八十、本文

81、第八十一、本文

82、第八十二、本文

83、第八十三、本文

84、第八十四、本文

85、第八十五、本文

86、第八十六、本文

87、第八十七、本文

88、第八十八、本文

89、第八十九、本文

90、第九十、本文

91、第九十一、本文

92、第九十二、本文

93、第九十三、本文

94、第九十四、本文

95、第九十五、本文

96、第九十六、本文

97、第九十七、本文

98、第九十八、本文

99、第九十九、本文

100、第一百、本文

101、第一百一、本文

102、第一百二、本文

103、第一百三、本文

104、第一百四、本文

105、第一百五、本文

106、第一百六、本文

107、第一百七、本文

108、第一百八、本文

109、第一百九、本文

110、第一百十、本文

111、第一百十一、本文

112、第一百十二、本文

113、第一百十三、本文

114、第一百十四、本文

115、第一百十五、本文

116、第一百十六、本文

117、第一百十七、本文

118、第一百十八、本文

119、第一百十九、本文

120、第一百二十、本文

121、第一百二十一、本文

122、第一百二十二、本文

123、第一百二十三、本文

124、第一百二十四、本文

125、第一百二十五、本文

126、第一百二十六、本文

127、第一百二十七、本文

128、第一百二十八、本文

129、第一百二十九、本文

130、第一百三十、本文

131、第一百三十一、本文

132、第一百三十二、本文

133、第一百三十三、本文

134、第一百三十四、本文

135、第一百三十五、本文

136、第一百三十六、本文

137、第一百三十七、本文

138、第一百三十八、本文

139、第一百三十九、本文

140、第一百四十、本文

141、第一百四十一、本文

142、第一百四十二、本文

143、第一百四十三、本文

144、第一百四十四、本文

145、第一百四十五、本文

146、第一百四十六、本文

147、第一百四十七、本文

148、第一百四十八、本文

149、第一百四十九、本文

150、第一百五十、本文

151、第一百五十一、本文

152、第一百五十二、本文

153、第一百五十三、本文

154、第一百五十四、本文

155、第一百五十五、本文

156、第一百五十六、本文

157、第一百五十七、本文

158、第一百五十八、本文

159、第一百五十九、本文

160、第一百六十、本文

161、第一百六十一、本文

162、第一百六十二、本文

163、第一百六十三、本文

164、第一百六十四、本文

165、第一百六十五、本文

166、第一百六十六、本文

167、第一百六十七、本文

168、第一百六十八、本文

169、第一百六十九、本文

170、第一百七十、本文

171、第一百七十一、本文

172、第一百七十二、本文

173、第一百七十三、本文

174、第一百七十四、本文

175、第一百七十五、本文

176、第一百七十六、本文

177、第一百七十七、本文

178、第一百七十八、本文

179、第一百七十九、本文

180、第一百八十、本文

181、第一百八十一、本文

182、第一百八十二、本文

183、第一百八十三、本文

184、第一百八十四、本文

金沢・高訴訟、結審！

判決は六月二日に指定

弁護士 奥村

四

金沢地裁での高訴訟はこの三月一日、第一回弁論で結審し、判決は、六月一日と指定されました。原告側は、石川県心身障害者扶養共済年金の収入認定の不当性、他人介護料の厚生大臣特別基準に上限のないこと、他人介護料の不足な者は収容保護すべきとの被告主張に対する反論及び原告が障害者として社会に暮らすことの当然性、介護不足の生活実態等を詳細に主張しました。そして、昨年一月二〇日の二度目の原告本人尋問に続き、原告本人による最終意見陳述を行いました。以下、その意見陳述の概要を紹介し、高訴訟の報告及び皆様の支援に感謝したいと思います。なお、原告の意見陳述は、口頭によるものであり、以下は私のメモによるもので必ずしも本人意見そのままではありますせん。

「遺恨十年、一剣を磨く」とは、詩吟川中島の一小節目です。この時代でも十年は非常に長いものであると詩は言っています。然るにスペースシャトルが飛ぶ世の中では、十年とは、昔の世に比べれば三倍も五倍もの長さを感じるが現代であるならば、私が裁判

所は提起した本件の問題は、今年の八月をもって、私が最初に、その不当性を訴え、市に抗議し、さらに審査請求等をした時から、既に十年なのです。

この時間のあいだ中、何をおいても本件のことを一番先に考えてきた十年です。そう思うと、よく執念が続くものだと言わざるを得ません。そして、この十年は、本件を私と一緒に見守って戦ってくれた人に掛けた迷惑の十年であるとも言えます。しかし、障害者である私が、この社会で生き抜くこと、それが一番の感謝だと頑張つてきました十年でした。

そして、ずっとと思い続けてきたことは、この町で生きていて欲しいと願つて亡くなつていった母親の意志です。最近のベストセラーに乙武さんという方の『五体不満足』という本があり、その中で乙武さんは、あの両手両足のない子供が生まれた時、母親はその子をかわいいと言つてくれた、それがその後も現在も一番の支えであるというような事を書いています。私の母親も私を愛してくれました。私が、こうやって町の中で生活をしていく様に自主性をもつた教育をしてくれました。その母親

介護保険法

十分な介護は保障されるのか

1、多くの批判を浴びながらも国
会において成立した介護保険法
は来年（二〇〇〇年）四月一日
から施行されようとしています。
保険料は当初示されていた月額
二五〇〇円の基準を大きく上回
ることが確実となつており、他
方新ゴーラードプランに基づくホ
ームヘルパーの数はほとんどの
自治体で未達成のままとなっ
ています。このままでは「保険あ
つて介護なし」となることが懸
念されており、四割の自治体が
来年四月の実施を延期すべきで
あるとしています。

ともあれ、実施される介護保険において高齢者が必要にして十分な介護を受けられるかどうかが最大の問題です。

2、現在、厚生省は市町村に対し、要支援（要援助又は要介護）のためのチェックポイントとして八五項目を提示しています。しかし、それらのチェックポイントがどのようなウエイトをもち、あるいは主従の関係にあるかについての秘密とされています（）

(1) 儀なくされています。

第1に、介護保険法に基づく要支援認定は高齢者の人権を保障し、真に豊かな老後を保障する介護サービスを実現するものでなければならないことを認定過程の民主的保障によって実現することを求める必要があります。すなわち、高齢者のニーズを基礎とし、適切で十分な介護給付サービスが実現されるためには、要支援認定の段階から民主的な

た時点で全国の弁護士が「介護保険一一〇番」や「高齢者支援相談体制」を実施する必要があるのではないか。介護保険制度の実施にあたっては、個々の弁護士が単発的に対応していたのでは到底高齢者の求めに応ずることはできないと思います。

「遺恨十年、一剣を磨く」とは、詩吟川中島の一小節目で。この時代でも十年は非常に長いものであると詩は言っています。然るにスペースシャトルが飛ぶ世の中では、十年とは、昔の世に比べれば三倍も五倍もの長さを感じるのが現代であるならば、私が裁判

かわいいと言つてくれた、それがその後も現在も一番の支えである。私の母親も私を愛してくれました。私が、こうやって町の中で生活をしていけるように自主性をもつた教育をしてくれました。その母親

に感謝しつつ、その母親が掛け金を
掛け続けてくれた本件年金は、収
入認定されるべきお金ではないと
今でもはつきり思っています。
これからも自分の信じるところ
に従って生きてゆくつもりです。

ここまで私を支えてくれた弁護士さんははじめ多くの皆さん、さらに裁判所にも感謝したいと思います。長い間、ありがとうございました。

た。」

さて、裁判所はどういう回答

を出すのだろうか？
生活保護という制度への理解、
しかも多くの障害者がそれに依存
している現状、さらに障害者その
ものへの理解が問われている本件、
こうご期待！

第一回弁論開かる

一九九九年二月二十五日、大阪地方裁判所の大法廷で、釜ヶ崎の日雇労働者だった佐藤邦男さんの生活保護受給をめぐる裁判の第一回弁論が開かれた。傍聴席は、釜ヶ崎の労働者や市民グループの釜ヶ崎医療連絡会議（医療連）のメンバーらで埋めつくされた。

被告側（大阪市立更生相談所所長、大阪市、大阪府）は、提訴から三ヶ月近く経つというのに請求原因に対する答弁さえ行っておらず、その上に答弁には数ヶ月欲しいなどと公権力にあるまじきふざけたことを言った。当然我々は早期の答弁を求め、裁判所からも被告らに対して早期の答弁をするようとの指導がなされた。

その後、予定どおり佐藤さん本人の意見陳述が行われ、佐藤さんは、たくさんの傍聴人の中緊張しながらも、大きな声で堂々と意見陳述をした。佐藤さんに引き続き訴訟の意義について意見陳述を行い、私が本件訴訟の争点等について意見陳述を行った。

九七年秋にひょんなことからこの問題に関わるようになり、弁護士歴三、四年目の友人ら（竹下育男、石那田隆之、江村智穎、河野豊、遠藤比呂通各弁護士）と勢い

だけで突っ走って来たが、とうと

う裁判が始まった。提訴前から竹下義樹団長と尾藤廣喜弁護士とい

う大先輩の心強い応援を得て提訴にこぎつけ、釜ヶ崎の現場で長年地道な活動を続けて来た医療連の

方々の熱い視線を感じる中、佐藤さんの一生懸命な意見陳述を聞い

ているうちに私も思わず熱くなっ

てしまつた。私たちが行った意見陳述の概要をこの場を借りてご紹

介させていただきたい。私たちの被告らに対する宣戦布告である。

けで、更生保護施設淀川寮に入所

したのだが、難聴のため入所者同ることは明らかである。

しかし、市更相が右の説明をし

なかつたのは、ある意味では当然

である。なぜなら、当時、市更相

は、「うちでは収容保護しかでき

ない」と公言し居宅保護への変更

定を受けて更生保護施設自強館に

入所したが、やはり難聴が原因で

施設での生活に耐えられなくなり

同年八月には施設を出て、再度野宿生活に戻つた。

このように佐藤さんは一度にわんを漫然と見送つたのである。このような市更相の対応が違法であることは明らかである。

裁判では、第一に、この施設の退所にあつたての市更相の対応を問題にしている。

ところが、平成六年ころまでは釜ヶ崎の建設労働者として働いていた。

本来であれば、佐藤さんのように施設での生活に馴染めない人に

野宿を強いられることとなつた。

そこで、佐藤さんは、平成八年の問題に關わるようになり、弁護士歴三、四年目の友人ら（竹下育男、石那田隆之、江村智穎、河野豊、遠藤比呂通各弁護士）と勢い

いった佐藤さんは、平成九年一〇月、医療連の援助を受けて、居宅（アパート）での生活保護の受給

を求めて、市更相に對して居宅保護の開始申請をした。佐藤さんが居宅での保護を求めたのは、先に述べたとおり二度にわたつて施設

でのつらい生活を経験していただけたとおり二度にわたつて施設

で、佐藤さんの明示の意向に反して施設での収容保護決定を行つた

問題は、その理由である。市更相は、野宿者（居宅を有しない者）に対しては一律収容保護しかしない、という立場を取つてゐる。

だから本件においても機械的に収容保護決定を行つたのである。

しかししながら、生活保護法上、野宿者に對しては居宅保護ができるなどと制約する規定は一切ない。本件訴訟では、第二にこの点の市更相の対応の違法性を明らかにしたいと考へてゐる。

この点、被告は提訴から三ヶ月以上を経過した現時点においても未だ請求原因に對する答弁さえ行

つておらずどのような反論をしてくるのかは不明だが、ひょっとすると「野宿者に對して居宅保護の道自体を閉ざしている訳ではない。

本件訴訟の意義（その一）＝収容保護から居宅保護への変更が可能であることの説明義務違反

佐藤さんは、現在六六歳の男性だが、平成六年ころまでは釜ヶ崎の建設労働者として働いていた。

裁判では、第一に、この施設の退

所にあつたての市更相の対応を問

題にしている。

たつて施設を退所して野宿生活に戻ることを余儀なくされた。この裁判では、第一に、この施設の退所にあつたての市更相の対応を問題にしている。

佐藤さんは、現在六六歳の男性だが、平成六年ころまでは釜ヶ崎の建設労働者として働いていた。

裁判では、第一に、この施設の退

所にあつたての市更相の対応を問

題にしている。

り組むようになつてからのことである。それまでは、市更相職員は「生活保護に保護変更申請というのはない。申請書を置いていくなら落とし物として扱う」などと言つては、生活保護法の実施機関

う始末で、生活保護法の実施機関

に施設での生活に馴染めない人に

対しては、アパートへ転居するた

めに敷金を支給して居宅保護への

変更がなされるべきで、市更相は状態からの居宅保護開始を認めず、一律収容保護とすることの違法性

本件訴訟の意義（その二）＝野宿

前のように野宿状態に戻つて

（六面に続く）

京都原爆訴訟全国勝訴の報告

弁護士 尾藤廣喜

ても、数々の問題点があるとし、
このような基準によってAさんの
症状が、原爆放射線以外の原因に
よるとは判断できないとしていま
す。

不當にも国・厚生大臣は控訴し
ましたが、私たちは、現在最高裁
で闘っている長崎原爆松谷訴訟
と連帶しながら、全面勝訴と原爆
症認定基準の抜本的改正をめざし
ています。

きた多くの被爆者に対して、認定
の大道を力強く切り開くものとな
っています。

て、今後も全力をあげて闘います。
今後ともご支援をよろしくお願
いします。

一九九八年一二月一一日、京都
地方裁判所（大出晃之裁判長）は、
京都原爆訴訟について、原告のA

さん（京都市中京区在住 七二歳）
の請求を全面的に認め、原爆症
認定を却下した厚生大臣の処分の

取消しと、損害賠償として医療特
別手当相当額と慰謝料の一部金と
して、Aさんが国に請求していた
四七二万〇八〇〇円全額の請求を
認める画期的な判決を下しました。

このようない判決を得ることがで
きたのも、広い国民的な支持のた
まものであり、全國の皆様に本当に
心から感謝申し上げます。

Aさんは、広島の爆心地から約
一・八Kmのところで被爆し、そ
の直後から肝機能障害と白血球減
少症に苦しんでいました。ところ
が、厚生大臣は、長崎原爆松谷訴
訟と同様に、Aさんの被爆地点の
爆心地からの距離だけで、Aさん
の症状は原爆の放射線によるもの
ではないとして、原爆症の認定申
請を却下したところから、Aさん

判決は、第一に、五〇年以上に
わたって肝機能障害と白血球減少
症に苦しんできたAさんの症状を
つぶさに分析したうえで、これが
を真正面から認められた極めて道義性
の高い内容となっています。

さらに、第二に、Aさんの症状
が放射線によるものであることが
かの判断についても、「原爆放射
線に起因する可能性が相対的に高
いことを申請者が証明した場合は、
他の科学的専門的な知見によつて
該負傷又は疾病が原爆放射線以
外の原因によるとの確定判断がで
きるときを除いて、認定をしなけ
ればならない」として、申請者側
の立証責任を大幅に軽減していくま
す。

また、第三に、厚生大臣が原爆
症認定の拠り所としていた「DS
S六」という線量推定方式につい
ては、一九八六年一〇月一一日に京
都地方裁判所に訴えを起こしてい
て政策によって申請を却下され
たものです。

（五面から続く）

佐藤さんに対する検討の結果収
容保護が妥当であると判断したん

だ」などと主張してくるかも知れ
ない。しかしながら、先回りして
反論すれば、それは全く事実に反
する。被告が収容保護決定をした
のは、野宿者に対しては一律居宅
保護は行わず、少なくとも一旦は
必ず施設に収容するとの方針を取
っていたからに他ならない。その

が放射線によるものであるかどうか
の判断についても、「原爆放射
線に起因する可能性が相対的に高
いことを申請者が証明した場合は、
他の科学的専門的な知見によつて
該負傷又は疾病が原爆放射線以
外の原因によるとの確定判断がで
きるときを除いて、認定をしなけ
ればならない」として、申請者側
の立証責任を大幅に軽減していくま
す。

佐藤さんに対する検討の結果収
容保護が妥当であると判断したん
だ」などと主張してくるかも知れ
ない。しかしながら、先回りして
反論すれば、それは全く事実に反
する。被告が収容保護決定をした
のは、野宿者に対しては一律居宅
保護は行わず、少なくとも一旦は
必ず施設に収容するとの方針を取
っていたからに他ならない。その

求に対しは五〇日以内に裁決をす
ることを要求している。なのに、大

阪府知事が裁決を行ったのは本件
提訴直前の平成一〇年一一月であ
って、申立てから実に一年も経過
した後であった。その間、我々代
理人が抗議書を送付するなどして
催促したにもかかわらず、大阪府
知事は平然と生活保護法の規定を
守らなかったのである。

釜ヶ崎の野宿労働者は、徹頭徹
尾「法」による保護の対象から排
除されているという現状には怒り
を禁じ得ない。もはや司法の場に
おいて権利の救済を図るしか道が
残されていないのである。

もはや被告のこの方針が破綻し
ていることは明らかである。
住居のない人も住居のある人同
様に居宅で生活保護を受けられる、
という余りにも当然のことだが実現
されることを願つて、我々はこの
裁判を提起した。

裁判連の皆さんのご支援ご協力
を心からお願いします。

佐藤さんは、本件の収容保護決
定を不服として、平成九年一一月、
大阪府知事に対して審査請求を申
し立てた。生活保護法は、審査請
求を却下したところから、Aさん

ることは明らかである。

一方、収容施設は満杯の状態で
ある。

このような状態の中で、野宿者
に対する居宅保護の道を閉ざし、
一律収容保護を行おうとする被告
の対応は、野宿者の生活保護を受
ける権利を事实上奪うものであつ
て、野宿している者は野垂れ死ね
と言ふも同然である。

もはや被告のこの方針が破綻し
ていることは明らかである。
住居のない人も住居のある人同
様に居宅で生活保護を受けられる、
という余りにも当然のことだが実現
されることを願つて、我々はこの
裁判を提起した。

裁判連の皆さんのご支援ご協力
を心からお願いします。

